

【委員会記録】

大西委員長

ただいまから、文教厚生委員会を開会いたします。(10時33分)

ただちに、議事に入ります。

これより、教育委員会関係の審査を行います。

教育委員会関係の付託議案については、さきの委員会において説明を聴取したところでありますが、この際、理事者側から報告事項があれば、これを受けるといたします。

【報告事項】なし

佐野教育長

報告事項等はありません。よろしくお願いいたします。

大西委員長

それではこれより質疑に入りたいと思います。

質疑のある方は挙手をお願いいたします。

岡田委員

2点ほど伺いいたします。

まず初めに、先般、委員会のほうで視察に行かされてもらった聾学校、盲学校のことについて質問させていただきます。体育館のほうが7月にでき上がるということで、視察に行かされてもらったときにも着々とできていたんですけども、まだ学校のほうの統合した形が全然見えてきてなかったんで、今後の計画、体育館ができてからの学校の建物ができ上がって、また、今あるものを壊して、最終的に何年度をめどに聾学校、盲学校が新しくできるのかということを確認したいのでお願いいたします。

栗原特別支援教育課長

盲学校、聾学校の改築事業につきましては、委員からお話がありましたように、順調に進捗しております。新校舎につきましては、平成25年度末の完成予定で、その後、現盲学校の校舎を解体、それと外構工事が平成26年度末ということで、全体の事業といたしましては、平成26年度に完成する予定でございます。

岡田委員

平成26年度末に完成ということは、すべてが撤去されて、新しい校舎でスタートされるというのは、平成27年度からということですか。

栗原特別支援教育課長

盲学校につきましては、先ほどお話ししましたように、平成 26 年度に現在の校舎の解体工事にかかりますので、平成 26 年 4 月からは、新しい校舎のほうに移転するということになります。また、聾学校の生徒さんにつきましても、できるだけ早く安全で新しい環境で、学校生活を望んでというお話を聞いております。このため、平成 26 年度に外構工事などの一部の工事は残りますが、平成 26 年 4 月から盲学校、聾学校の併置という新しい形での授業を開始したいと、このように考えております。

岡田委員

平成 26 年 4 月から新たなスタートを切られるということで、わかりました。

それで、実は昨年私も、文教厚生委員会だったんです。そのときにも、昨年度の委員会の中で聾学校、盲学校の新しい形で新校舎ができてってというような、たしかあのときパンフレットを委員会の資料としていただき、その資料にも徳島県の聾学校、盲学校というような併記をされてると思うんです。先般、委員会の視察に行かせてもらったときにも、それぞれの学校が伝統がある学校で、また先輩方、卒業生の方、在校生の方のいろんな御支援もしていただいているという部分も含めまして、名前というのは非常に大事なのかなと思っただんです。

昨年も提案させてもらったんですけど、聾学校、盲学校が一緒になって、同じ敷地内で平成 26 年度の再スタートに向けての気持ちの共同作業といいますか、地域の方に呼んでもらう愛称といいますか、校名というよりは愛称的な部分も必要かなと思って、そういうふうなことを検討されてはどうですかと、昨年の委員会のほうでも御提案させていただいてたんですけども。

それで平成 26 年にでき上がるということになりましたので、そろそろ名前のほうもどういうふうにされるかということを検討してもらう時期が来てるのかと思うので、また改めてその部分を質問させていただきたいと思うんです。

例えば、ハナミズキのプロジェクトということで発達支援センター並びにみなと高等学園エリア一帯がすごく柔らかいイメージで、皆さんのほうに認識されてきてるのを踏まえまして、聾学校、盲学校においても地域の皆さんとともに歩んで行ってもらいたい学校でありますし、平成 26 年度の新しいスタートに向けての新たな名称という部分で検討いただければと思うんですけども、いかがでしょうか。

栗原特別支援教育課長

盲学校、聾学校の校名の検討状況につきましては、現在、委員からお話をいただいております親しみのある愛称という御提案、また、今までの校名につきましては昭和 6 年徳島県立盲聾学校ができて以来、関係者にとって愛着のある、また伝統のある名称でございます。このようなことを踏まえまして、現在のところ両校の教育の対象である視覚障害、聴覚障害のわかる、それで今回両校が連携、協働いたしますので、その連携、協働にふさわしい、そしてわかりやすい、そして親しみやすいということを基本的な方針といたしまして、公募という手法を取り入れたいというふうを考えております。また、今後は、両校の関係者及び関係団体、それと学識経験者から成る校名公募の選定する会を設けまして、順次検討してまいりたいと考えております。

岡田委員

広く公募していただいて、地域の皆さんからいいアイデアといいますか、親しんでいただけ、また長く愛される学校の名前をぜひつけていただきたいと思うのと同時に、やはり在校生、卒業生の先輩方の思いというものもあると思いますので、その皆さんの貴重な御意見も尊重しながら、公募には在校生の皆さんも卒業生の皆さんも入れていただいてもんでいただくのもいいんですけども、また、それと別枠でも、いろんな名前を検討していくというようなことで、今までの伝統を踏まえた上で新たな再スタートをされる聾学校、盲学校であってほしいと希望しますので、ぜひそのあたりの配慮をお願いしたいと思います。いかがでしょうか。

佐野教育長

今、岡田委員からありましたようなそういう形で公募しながら、それから学校の生徒、保護者にも広く募りまして、今、課長が申しました選定委員会、そして最終的にはこれまでの手続のように教育委員会で決めさせていただくことになると思うんですが、十分そういう意向を含めて取り組んでまいりたいと思います。

岡田委員

よろしく願いたいと思います。

もう一点目のほうは、事前委員会では保健福祉部のほうで聞いたんですけども、知事部局において男女共同参画というか、男女共同という部分の課がなくなったということで、保健福祉部の人権推進課のほうに担当が移りましたという話でした。

それで、学校現場において、男女共同参画の推進っていうのはどういうふうになっているのかっていうのを前提におきながら課を見ておきますと、人権教育課というのがございます。多分、人権教育っていうのが取り入れられた前段階があって、徳島県の人権教育という中の始まりの部分としては、まずは同和教育の推進というところから始まっているというふうに私は伺っているんですけども。また、その部分が近年いろんな人権問題がふえてきたので、その同和教育が柱になりながら、新たに近年ふえてきている人権問題を含めて、学校現場で取り組んでいかれてるというふうには聞いてるんですが、実際、現状としてどういうふうな取り組みをされているのか、人権教育っていうのがどういうふうに取り組まれているのかという部分からお話いただけますか。

高田人権教育課長

まず、人権教育ということについてでございますが、人権教育及び人権啓発の推進に関する法律には、人権尊重の精神の涵養を目的とする教育活動であるということでございます。発達段階や地域の実情を踏まえつつ、学校教育や社会教育を通じて人権尊重の意識を高める教育活動であるとしております。特に学校教育においては一人一人の児童、生徒が発達段階に応じて人権の意義や内容、または重要性とともに同和問題や女性、障害者、高齢者等の個人権課題について正しく学び、さらには人権尊重の精神を生活の中に生かしていく力をつけていくことが人権教育としてはねらいとしております。

岡田委員

いつごろから、人権教育という名前になったのか。

高田人権教育課長

平成12年に人権教育及び人権啓発の推進に関する法律というのが施行されました。その後、平成14年には人権教育啓発に関する基本計画が策定されました。それによって全国的に人権教育が積極的に推進されるようになりました。

一方、その時期と重なる平成14年3月には同和対策に関する地対財特法が失効いたしております。こうした中、本県においては、平成14年度からそれまでの差別意識の解消に向けた教育をすべての人の人権を尊重していくための人権教育として発展的に再構築しましたところです。

そのため、平成14年度からそれまでの同和教育振興課を人権教育課へと課名を変更し、そしてその後の平成16年に、県では人権教育推進方針というものを策定いたしまして、それに基づいて現在、人権教育を推進しているところでございます。

岡田委員

何でこんな回りくどい話を聞いているかといいますと、実は男女共同参画の話が出たときに、人権推進課っていう知事部局のほうの課の名前が、進んだ取り組みになっているように思わないと。集まりに来ていた方は、私よりもはるかに上の年配の方たちばかりでしたので、それぞれ学校教育で受けた教育っていうのが、男女7歳にして席を同じうせずという時代から始まって、家長の言うことは絶対聞かなければいけないという家庭教育を受けられている世代の方もいる。私は男女機会均等法以降に社会に出た世代ですので、男女平等っていう部分があるというようなお話しもさせていただいたんです。けれども社会に出て人間形成をし、いろんな問題に取り組んでいくところの基本となるのはやはり、学校現場で2年、6年、3年、3年、と長い間、それぞれが学校現場で受けた人権教育っていうのが、その人たちの基本になっているというふうに感じました。

それできょうあえて人権教育課の課長にお話を伺っているのは、今、現状では徳島県の人権教育っていう部分において、今後、徳島を形成していく、日本を形づけていく子供たちの人権教育っていうものの基礎は学校現場でつくられていくと思います。

その中であって、今後の社会の男女平等であったり、障害者の問題であったり、いろんな差別問題であったり、いじめ問題であったりっていう部分を克服していくべき人を、人権を尊重していくという部分の根本を培っていく部分は、教育の現場でやはり培われていく部分であると思いましたので、徳島県の学校現場では男女共同参画、男女問題のみならず、人権問題としてどういうふうに捉えているのかなということで質問させていただきました。

それでまた本題に戻りますと、人権はいろいろな分野があって、いろんな取り組みがあって、今はいろんな人権問題に関する諸問題っていうのが出てくると。今もお話がありましたが、その中であって、徳島県の人権教育推進方針っていう中にもうたわれておりますけど、個別人権問題に対していろんな取り組みがあっ

て、それに羅列されてるんですけど、これには別にその順番がその順番で尊重されているものだけでもないと書かれているのですが、その中の一番に女性問題というのが提案されております。教育現場において男女平等、最近では男女混合名簿になっておりますが、それに向けて男女平等の教育っていう部分で、また人を大事にするっていう部分でどのように徳島県の教育をされておりますか。

高田人権教育課長

男女共同参画社会を目指した教育の取り組みということでございますが、国や県の男女共同参画基本計画には、男女共同参画の視点に立った教育の充実が示されております。

同様に、先ほど委員からもありましたように、県の人権教育推進方針の中にも、男女共同社会の実現に向けて、男女平等や、男女共同参画を推進するための教育の充実を掲げております。各学校におきましては、児童、生徒のそれぞれの発達段階に応じて、人権尊重をまずとらえながら、そして男女の平等や男女共同参画を推進するための教育を展開しておるところでございます。

具体的には、児童、生徒の発達段階に応じて学習指導要領に基づきまして、学校教育全体を通じて行うということになっておりますので、また各教科とか、道徳とか、さまざまな学校教育活動の中で行っておるということで、それぞれその担当のところがございますので、具体的にはそういうことで進めております。

岡田委員

担当の人にどういうふうに指導されているんですか。

佐野教育長

学校における人権教育あるいは男女共同参画についてということですが、基本的には性別、年齢、成績そういったものにかかわらず、互いを認め合う、そしてそれぞれの個性を認め合う、そして男女においては、その性別に関係なく、そのいろんな行事とか学校運営に参画し、そしてその評価も同じようにすると、そういうふうな年齢別に応じまして具体的に個々の中で教科を通じて、そしてあるいは学校教育の中で、人権教育が中心的なものとしてとらえておきまして、教科の中だけではなく学校生活そのものの中にそういうことをうたっておりまして、個々に進めております。

もちろん、大きな、例えば男女の差別とか、それからHIVとか、高齢者とか、そういういろいろありますけども、そういうのも含めまして個性として認め一人一人の人権を大切に、いわば自分の目の前にある子供たちが、よく言われますけども自分が世界でたった一人しかいないから自分を大切にすると同時に、目の前にいるその人たちも世界でたった一人しかいない、そういう人たちであるから世界で一人しかいないものを、お互い大切にしないかと、簡単に言えばこういうことですが、そういうものを年齢別、それから性別別に教えているということです。

岡田委員

教育長がおっしゃるように、一人一人の個性を大事にっていう部分と、それを受け入れる子供たちのもともと豊かな心という部分が必要かと思えますし。また、年齢が小さいときから受け入れていくと、それが当然

当たり前のこととして身につけていく子供たちがこれから育っていくのかっていうふうに思いますので、ぜひ私はその部分については、人がこの世に生まれた限り幸せに生きる権利がありますし、自由を得る権利もあると思いますので、それを尊重できる教育現場であってほしいと思います。

また、それを貫くためにいろんな障害が出てきます。進路選択であったり、いろいろ社会に出るまでに。私が考えているのは、学校現場っていうのは本当にある一定の枠で保護されて、逆にいうと保護されている年代であると思います。その保護されている年代で鍛えられていかないと、社会に出てから本当の現実を知ってしまって、本当の現実は何物すごくきついし厳しいですし、1回の失敗を許される社会ではありませんし、約束事を破ったらそれで終わりということもあります。人を傷つければ、それで自分がその償いをしなければいけないとか、自己責任においての社会生活が営められる子供たちをぜひ育てていただきたいと思います。

貴重な授業で徳島県から学力向上、体力向上、また国体も頑張らないかんし、何とかもいっぱい頑張らないといけないという中であって、でもそのすべての基本になるのがやはり人権教育であり、道徳教育であり、事前委員会でも言いましたけれども、社会規範を守って、人との約束を守っていくという人としての基本があって、その上の活動であると思います。学校というものに守られている時代にこそ失敗が許される時代ですから、その中でいろんな切磋琢磨してもらってたくましく生き抜いていく、今の厳しい時代を生き抜いて行ける子供たちをぜひ育てていただきたいと思いますので、なかなか時間数がとれないと伺っておりますが、その中であってぜひ人権教育を進めていっていただきたいと思います。

実際、進んでされてる学校と、なかなか時間がとれなくてできていない学校とで、結構ばらつきがあると思いますので、一度そのあたりも正式に調べてもらって、どれぐらいの時間数を割いているのかということと、道徳と違って教科でないというようなこともあるし、また、逆にいうと、人権教育っていうのは教科を超えて、すべての教科の中で取り入れられるという部分もありますので、広く積極的に取り組んでいただいて、豊かな徳島の子供たちを育ててほしいと思います。教育委員長どうですか。

西池教育委員長

全く同感です。先ほどの御質問の中にありました、もうちょっと具体的にどうか。確かに具体的に1つ1つ今申し上げるのは難しいことかもしれませんが、根本的においては人が人としてお互いに個人的に尊重し合うことをどう教えていくかということは、これは教育の永遠な課題かもしれませんが、徳島県でも積極的に先ほどおっしゃられた進んでやる、あるいはしょうがないからやる、そういうやはり温度の差っていうのは残念ながら存在はしていると思いますので、これいろいろと教育委員会のほうとしてはどういう実態なのかというのは改めて調べて、もっとみんなが意義というものをきちんと理解した教育を展開できるように私も考えていきたいと思っています。

岡田委員

よろしく願いいたします。終わります。

扶川委員

交通安全対策で、ヘルメットの着用について、現在、小、中、高でどういうルールになってるのか。今回の事故を受けて、何か見直すようなおつもりはあるのかなのか、そのあたりを教えてください。

池淵防災・健康教育幹

ヘルメットの着用についてでございますが、中学校におきましては自転車通学時にはヘルメットを着用するという決まりで、学校のほうで定めておると思います。小学校のほうにつきましても、自転車で通学する場合はヘルメットを着用ということにはなっておると思います。高校についてなんですが、ヘルメット着用は義務づけてはおりませんが、今回の交通事故死亡事故を受けまして、ヘルメット着用も有効な手立てであるというようなことで、学校のほうには通知をしたところです。

扶川委員

よく外人さんが後ろに伸びているようなヘルメットをかぶってます。何か知らんけど、工事現場みたいなやつはかぶりませんよね、若い人は。弾力的にとにかく命を守るものだからいいじゃないですか。派手でも、ファッションでも、羽がついてても。そのくらい命を守るものだから普及していただきたい。

特に高校生、それから小学校でも、歩いていくときに必要であれば、危険なところを歩く人は着用するような指導していただきたらと思うんですけども。車のシートベルトと同じようなものですから、ぜひ義務づけとまでいくとちょっとどうかと思うんですけど、強力に推進していただきたいと思います。

池淵防災・健康教育幹

ヘルメットの種類等について、義務づけされておるかということまでは十分把握はできていないんですが、今、委員がおっしゃったように、ヘルメットの着用について、ぜひ学校でも検討していただきたいというような形では進めてまいりたいと思います。

扶川委員

余談ですけど、私もPTA会長をしとったときに、中学校でその議論しまして、派手な自転車は中学生らしくないからダメだというお母さんがおいでたから、その一方で、ヘルメットのほうは、あんなヘルメットかぶらんともうちょっとかぶりやすいヘルメットにしたらいんじゃないかと議論があって、ヘルメットが派手でいいんなら自転車も派手でいいんじゃないかと思うんですが、そんな議論をした覚えがありました。私は、制服はいらない論者ですから、派手でもいいという考えでやったんですけど。命のほうが一番なんでね。それと、自転車も反射板とかの安全対策をきちんと全部点検していただきたいと。特に高校生、中学生の自転車、この機会にきちんとやるべきだと思います。

池淵防災・健康教育幹

先ほど事故を受けてヘルメットの着用も効果的であるというようなことで通知をしたということだったんです

が、それと同時に反射板でありますとか、反射材を使ったたすきの利用でありますとか、というようなものについても、有効であるので検討するようにと同時に各学校のほうに通知をしておる次第でございます。

扶川委員

また1回状況を把握していただいて、御報告いただければと思います。よろしく願いいたします。

それでは、次のことでお尋ねします。学校の節電対策をお尋ねしますが、文科省のホームページを見ましたら、昨年5月に節電対策の事務連絡出してますけれども、その後、最新の事務連絡があるかどうかわかりませけど、例えばその中で部分消灯することも可能であるとか、それからホームページなんか見ますと、エアコンの温度 28 度にするとか、それから例えば、学校で子供たちに節電係、省エネ係というのをおいて、このエネルギー危機を逆手にとって環境教育していこうという学校が、そういうような発想もあるようです。いろんな節電の方法を提案してるサイトもあります。今、徳島県の取り組みはどうなっているのか教えてください。

藤井学力向上推進室長

今、委員から学校における子供たちが節電等にどういう取り組み、そしてそれを環境教育にどう生かしているかというような御質問であったかと思えます。学校におきましては、徳島県では平成 16 年度から学校版環境ISOに取り組んでおりまして、その中の1つに節電というのが義務づけられております。その必須項目となっているものの取り組みといたしましては、節電シールを張るとともに、電気の使用量等をグラフ化するなどして、見える化っていうんですけれども、そういうようなことをして、児童生徒とか、それから教職員全体の節電に対する意識を高め実践しているところでございます。これにつきましては、その係を決めてということでございましたけれども、それぞれ教職員や、児童生徒の中でその担当、代表者っていうのを決めまして、そして組織的に取り組んでいるというところでございます。

また、それを環境教育にどういうふうに生かしていくかということでございますけれども、徳島県におきましては前々から、この「シラサギさんと環境学習」という徳島県独自で小学校の環境教育の副読本というのをつくってございます。この中に省エネを取り上げておりまして、省エネ、省資源ってなんだろうかというようなところがございまして、1人では省エネ効果が少ないように思いますが、全世帯で省エネすれば大きな成果が得られます。例えば、エアコンの省エネでは、夏の冷房温度を1度上げる。冬の暖房温度を1度下げる。冷暖房の運転時間を1日1時間ずつ短くする。この3つの省エネで日本中では 300 万世帯の人が、1年間に使う電気の量が節約できることを示しております。また、私たちにできる省エネ、省資源として、1日に1時間テレビを見る時間減らせばとか、室温は夏は 28 度、冬は 19 度というふうに具体的な取り組み例を示すことによって、節約できる原油の量を算出して、実行を呼びかけるというような内容となっております。

今回、小学校で昨年度、中学校で今年度、来年度から高等学校で順次実施されます新学習指導要領におきましては、例えば、小学校では社会科や家庭科、それから中学校でも社会科、理科などに、持続可能な社会を目指すためのエネルギーの使い方等について学ぶ項目が盛り込まれておりまして、省エネルギーの視点が拡充されております。これらを学習する際に、今回、節電等に関する内容なんかを教材として活用する

などして、子供たちが節電の実践力を身に着ける教育実践を進められるように、努めてまいりたいというふう
に考えております。

扶川委員

詳しく説明していただきまして、ありがとうございました。

そのためにも、例えばリアルタイムで、学校の電力量がわかる仕組みとか、それから太陽光電池の設置と
か、こういうのも合わせて進めていく必要があると思います。太陽光電池の設置について、全県の状況を把
握されているのでしょうか。

藤林施設整備課長

太陽光発電の導入状況でございますが、太陽光発電は環境教育だけでなく、防災対策としても非常に重
要かつ有効な取り組みと認識しております。太陽光発電装置の学校施設における設置状況につきましては
は、県立学校では平成 22 年度に徳島科学技術高校、それから貞光工業高校、それと海部高校、3校に太
陽光発電装置を導入しております。また、現在改築工事に着手しております盲学校、聾学校につきま
しても、蓄電池付きの太陽光発電装置の導入を予定しております。

さらに、県立学校避難所施設強化充実事業におきましても、今年度は海部高校に太陽光発電を設置して
おりますが、蓄電池がついておりませんので、その蓄電池を付加する工事を予定しております。また富岡
東高校には蓄電池付きの太陽光発電装置を設置する計画としております。太陽光発電につきましては、非
常用電源の確保の観点からも非常に重要な施設と認識しておりますので、今後順次他校にも設置してい
きたいと考えております。

扶川委員

本会議で古田議員が質問しましたけれども、佐賀県で高校を福祉避難所として指定をしていただいて、障
害者が使えるトイレなんかを設置して、福祉避難所が足りない現状に協力していこうと、そういった組み
みをやっておりますが、それと合わせて、今おっしゃっていただきましたけど、積極的にこれは要望しておき
たい。言うまでもありませんが、お金が先立つ問題なので頑張っていたきたいと思えます。

次に、事前の委員会で少し議論しましたが、板野町の大坂峠で起きた高校生らによる殺人未遂事件の関
係でお尋ねしたいと思います。どうしてそういうことになったのかということについては、今、警察の関係が調
べてるのが終わったかどうかわかりませんが、捜査は終わったんですか。今後、十分な検証と再発防止策と
いうのを教育委員会としても考えていく必要があると思うんですが、その点については、基本的にそういうお
考えがあるのかどうか教えてください。

秋山いじめ問題等対策企画幹

ただいま委員のほうから、今回の板野町で起こりました事件についての御質問がございました。委員が今
おっしゃりましたように、現在、高校生4名を含む6名につきましては、現在、まだ家庭裁判所等で調査鑑別
中でございまして、なお詳細につきましては不明な点も多ございます。ただ私どもが今、現在、知り得ており

まずところでは、この高校生4名、成人も含めて6名につきましては、成人であったり、有職少年であったり、高校生であったり、また年齢も学校も居住地も同一ではないと。そういうふうな中で、飲食店等で知人などを介しながら知り合いになったという関係でグループができ、そして犯行に至ったというふうに聞いております。

このようなことを踏まえまして、私ども教育委員会、学校といたしましては、学校内の生徒の交友関係、また学校生活、これはもちろん把握することはもとよりでございますが、校外におきます交友関係でありますとか、また付き合いの状況、そういうところも関係機関、また保護者等々緊密な連携をさらにとりながら十分に把握をしていく必要があるというふうに考えています。

また、教育相談体制という部分も、大変重要になってこようかと思えます。その当該の高校生自身から、もしも事前に、こういうふうなことになるというような声があれば、それに十分対応しきれたのではないかということも考えております。そういう教育相談体制のさらなる整備も大変重要であると思っております。また、それを受けて、心のケアもしっかりとしていきたいというふうにも考えております。

いずれにいたしましても、そういうふうなさまざまなアンテナを張りめぐらせながら、関係機関と協力しながら今後とも、こういうことが二度と起こらないような対応をとってまいりたいというふうに考えております。

扶川委員

こういう問題が起きたときに、どこまで具体的にお聞きしていいのかわからない、ちょっと迷うんですけども。例えば、生徒さん自身の問題として、今回ちゃんと勉強についていけないのか、生徒さん自身に私的な問題はなかったのかとか、なかったでしょうけど補導歴があったとか、なかったとか。それから、前兆となる問題行動みたいなものがつかめていたのか、いなかったのかとか、そういうこともちゃんと調べないかんでしょうし、それから家庭環境の問題もあります。

家庭環境、経済的な状況はどうだったのかとか、家庭内にもめごとはなかったのか、それからDVや虐待の事実はなかったのかとか、さらに高校内での取り組みがどうだったのか、1つ1つ詳細に検討して、問題が起こる芽をつぶしていく対策をどうするかを検討せないかんとするんです。今、生徒自身の問題、家庭環境の問題については、ここで尋ねてそういうことについてお答えいただけるものなんでしょうか。

秋山いじめ問題等対策企画幹

個別の生徒のことにつきましては、やはり個人情報もございませぬ。また、高校生ということで教育的な配慮というのもございませぬので、お答えしかねる部分もあろうかと思ひます。

扶川委員

わかりました。

そしたら、そこら辺も含めて重大な問題を起こしたケースですから、きちっと検証して、再発防止策をとっていただきたい。そのために、一定時期が落ち着いたときに検討チームをつくって詳細にやるべきだと思ひます。とりあえず事件として一件落ち着いたから終わりというのにはいけないと思ひます。

秋山いじめ問題等対策企画幹

ただいま委員からお話がありました。やはり今後こういうことを起こさないため、そういう対策を講じるといことは大変大事なことでございます。私どもも、その点につきましては、全力を挙げて取り組んでまいりたいというふうに思っております。

また、先ほどのお話の中で、生徒の荒れを抑えるためのことでございますが、さまざまな要因というのがございます。委員の御指摘のような、さまざま家庭環境を含めた要因もございまして、私どももそういうふうな個別、一人一人の子供たち児童、生徒に対しまして、その悩みに対して対応してまいりたいと思っております。

また、学校だけでは対応できないような問題でございましたら、学校問題解決支援チームが本県にはございますので、そこから臨床心理士さんとか、社会福祉士さんとか、そういうふうな専門的な知識をお持ちの方を学校に派遣をし、学校のほうを支援してまいりたいというふうにも思っております。

また、最後の検討につきましてでございますが、現在、私ども教育委員会の中に、健全な成長を目指す生徒指導の在り方検討委員会をもってございまして、その委員会でもしっかりと検討を進めてまいりたいというふうに思っております。

扶川委員

文科省か、警察のホームページなのか、どこのホームページなのか忘れましたが、個別のケースを研究して、幼少の時期からエスカレートしていく子を分析して、どの機関がどういふことをやるべきかというようなことを報告したレポートをホームページで見ましたけども、本件の事例では取り上げてなかったですけど、今回、起こった問題というのは、徳島県の教育界の中で重大な事件ですから、検討委員会が徹底して検証して、具体的な改善策を打ち出していただきたい。

せんだって障害者が関係する殺人事件が藍住町でありました。板野町、藍住町で次々にそういう刃物事件が、うちの事務所も含めて起こってるんですけども、そんなときは、直ちに関係部局が飛んできて、それで再発防止どうしたらいいかということを一先懸命に検討して、それで今回打ち出した、なかなか妙案はないんですけども、地域で通院をしたり、作業所に通っていたりはするけども、だから今、国がやろうとしてるアウトリーチの事業には乗れないけども、その恐れがあるような兆候が見える人には、24時間サポートで対応していこうという仕組みをこの6月から提案してるんです。

教育委員会としても、今回の事件を受けて具体化していただきたいと思うんです。今までと同じではだめです。それでもうちちょっと議論したいんですけど、今、おっしゃった相談体制っていうのは非常に大事なことで、高校内外で高校生が相談をする場所、現状ではどこであるべきなんですか。

秋山いじめ問題等対策企画幹

現在、高校生が相談する場所ということの御質問でございます。まず、一番身近なところとしましては、学校がございまして。校内で学級担任の先生、また学校におります相談担当の先生、それから養護教諭、部活動等で人間関係のある先生、そういう校内にいる教職員がございまして。また、スクールカウンセラーも各学校のほうには派遣しておりますので、そういうスクールカウンセラーのような専門的な知識をもった教職員以

外の方に相談をすることも可能でございます。

また、学校の先生、自分のことを逆によく知っている学校の先生ではちょっと具合悪いということがもしございましたら、匿名で総合教育センターのほうの相談ダイヤルもございますし、また、実際に行って相談することもできます。

また、県警察本部の少年サポートセンターのほうにも相談ダイヤル等ございまして、それは電話のみならずメールでも相談できるようになってございます。

扶川委員

そういう窓口には、今回、一切の情報がないままに事件が起こったんですね。

秋山いじめ問題等対策企画幹

はい、そうでございます。

扶川委員

どうしてそこに相談できなかったのかということは、生徒の内面の問題も含めて、検討委員会で掘り下げて分析をして相談しやすくする。広報が足りなかったのか、それとも人間関係がちゃんと築けてなかったのか。私らスクールカウンセラーさんまではわかるけど、総合教育センターの電話番号とか、少年サポートセンターの電話番号なんて知りません。それが例えば、どこまで学校現場で周知されていたのか、そういうところまできちんと検討すべきだと思います。

それから先ほど岡田委員が人権教育ということで議論されましたけど、その教育の内容として、一体どういうことが、私はどの学校か知ってますけども、当該学校でどういう教育をやられていたのか。それを受けた上でなお、こういうことが起こったとしたら、その教育内容が子供の心に届いてなかったということですから。なぜ届かなかったのか、教材の側に問題があったのか、それとも別の問題があったのか、そこまで検討しなければいけないのではないかと私は思います。

それから、今、少年サポートセンターの話、警察側の取り組みなんですけど、ついでにお聞きしたいんですけど、徳島県下に、このサポートセンターを中心にしてサポートチームっていうのが組まれて、ホームページなんかのレポートにありますけども、具体的に問題解決ができた事例っていうのはどの程度あるんですか。

秋山いじめ問題等対策企画幹

ただいまの御質問でございますが、県教育委員会では、県警本部少年課と少年サポートセンターと連携いたしまして、学校等で問題行動のある児童生徒につきまして、阿波っ子スクールサポートチーム会議というのを開催しております。平成 15 年度から開催を始めております。

これは個別の児童、生徒さんの事例につきまして、警察本部、それから所轄の警察署、少年補導員さん、総合教育センター相談課、当該学校の先生方、そういう関係機関が集まって、いかにすればその生徒さんをよりよくしていくことができるかということを共通理解するような会議でございます。平成 15 年度からその会議がもたれまして、平成 23 年度までの 9 年間に合計 113 回のチーム会議が開催をされたところでござい

す。

その会議は、1回で解決しない場合には、2回目という複数回をもつわけですが、そのほとんどが1回の会議で終わり、何らかの解決策が見出されて、改善方向に向かっているということでございます。

扶川委員

そのサポートチームというのは非常に有効だというのはレポートになってましたから、そうであれば、このサポートチームが組めるような情報の把握っていうのが非常に大事になってくるのかなと思います。そのためには地域の協力、それからこれはどうなのかと思うんですけど、小学校、中学校、高校というような子供が移っていく過程において、そういう情報っていうのは、例えば、非行に関する情報っていうのは、伝達されていく仕組みになっているのでしょうか。

秋山いじめ問題等対策企画幹

ただいま、小学校、中学校、高校と生徒が進学する際の情報の伝達ということの御質問でございます。小学校から中学校へ、また中学校から高校へ行く場合には、必ず学校間で児童生徒の生徒指導面の状況、また健康上留意すべき情報、そういうものは当然、個人情報に配慮した上で引き継いでいるところでございます。

扶川委員

そうするとかなり情報もってられるということなんで、その小学校、中学校から含めてどうだったのか。それも含めて、また検討委員会でこのケースについても検討していただきたいと思います。それからPTAとの関係で、先ほどの心のケアっていいですか、非常に大事なことですが、これについてはPTAにはどのような報告をしたのか、あるいは子供にはどういうケアをしたのか教えてください。

秋山いじめ問題等対策企画幹

まず、PTAについてでございますが、当該高校では緊急のPTA役員会を開きまして、まず学校長のほうから、事実関係事情の説明を行いました。それからPTA総会が後に開かれておりますので、そういう場でも報告が行われています。

それと学校の在校生につきましては、ちょうど起こったのが5月の連休でございました。連休明け直ちに、全校集会をもって学校長のほうから事実関係を生徒たちに話しするとともに、また規範意識を高めるような訓話も合わせて行ったところでございます。

扶川委員

少年のサポートセンターの協力も得て、非行防止のための教室なんかも各地で開かれる仕組みになってますが、こういう連携は高校についてはどの程度やられていたんですか。

秋山いじめ問題等対策企画幹

高校につきましても、高等学校の場合には県内7カ所7地域に分けて高校生と生活指導連絡協議会というのがございまして、そこに当該学校はもとより保護者、PTAの保護者、それから関係機関などが集まって、年に何回か情報交換の会議をもって連携を進めているところでございます。

扶川委員

子供さんにとったら、何でこんなことを同級生が、同じ学校の子供がやっちゃったんだらうと、非常にショック受けていると思います。ショックではあるんだけど、そういうものを糧にして人間って成長していくんですから、逆になんでそういうことをやっちゃうんだらうとか、非行教育、防止教育、あるいは人権教育、そういうものにつなげていくべきだらうと思う。それから、先ほど岡田委員さんもおっしゃいましたけども、高校生にもなると大人に近づいておりますので、こういうことをするとどういうことになっちゃうのか、そういうペナルティを受ける仕組みっていうのも、怖さっていうものも、きちんと教える必要があると思う。

それで交通事故の場合、運転免許で違反しますと、私もまだゴールドになれないんですけども、ビデオを一生懸命に見させていただきます。そのビデオはなかなかよくできてます。家庭が破壊されるさままで再現されて、あれよくできてます。そういう教材を、防災で今、教材づくりをいわれておりますけども、こういう問題でもつくるべきだと思います。人に対して暴力を振るうということがどういうことなのか。覚せい剤や暴力団と接触するということがどういう恐ろしい結果を招くのか。出会い系サイトというものがどんなものか。盛り場に出て行くってということがどれほど危険なことなのか。そういうことを教材化して、ビジュアルにして、中学校、高校あたりにしっかりと見せるべきだと思うんです。今、そのような取り組みができてるかどうか、できてなければぜひやっていただきたいんですけどどうですか。

秋山いじめ問題等対策企画幹

ただいま御指摘の子供たちに非行防止の教育をする際の手法でございしますが、もちろん教師が指導訓話をするというのも大変重要なことでございしますが、やはり視覚的、ビジュアル的に子供たちに訴える。また、これをするとこういうふうな結末につながっていくということを、将来的なことを含めて進路とともに考えさせる。そういう場面をもつということは大変重要でございします。一部にはそういうビデオもございしますが、今後、それを積極的に取り入れた生徒指導が行われるようにしていきたいと思ひます。

扶川委員

ぜひやっていただきたいと思ひます。

それとその中に、相談して事なきを得たみたいなの、そういう希望もあっていいんじゃないかと思ひます。こういう相談窓口があるんですよ。大人の社会を信頼できるような、事前委員会で言いましたけど、なっていないんです、小さいときからひどい目に遭っている子供なんかは。信頼感を取り戻せるように、そういう暖かい目で子供たち、大人が見てるんだよと、わかるような教材であってほしいなと思ひます。難しいですが、ぜひそうしていただきたいと思ひます。

最後に、防災対策についてちょっとお尋ねしたいと思ひます。学校の耐震化の進捗状況は、2011年9月8

日の数字をホームページで見ましたけれども、最新の数字があったら小学校、中学校、高校、支援学校と教えてください。

藤林施設整備課長

現在の耐震化の進捗状況についての質問でございます。
済みません、資料を探します。

大西委員長

小休します。(11時30分)

大西委員長

再開します。(11時30分)

藤林施設整備課長

大変申しわけございませんでした。

県立高校の耐震化についての質問でございますが、県立高校の耐震化の状況につきましては、平成23年4月1日現在で72.7%になっております。今年度の平成24年4月1日現在は発表はされておりませんが、推定状況につきましては、県立高校においては74.4%となる見込みでございます。

扶川委員

突然なんで、細かいこと、ほかの小学校、中学校のことは聞いてもわからないと思いますのでやめときますけれども、まだ遅れてます。これから建てかえなんかが進んだら、一気に進んでいくかもしれませんけども、促進をしていただきたい。

その中で1つは、学校の家具転倒防止対策とか、それから非構造物の落下防止対策とか、これについてもやらないかんですけれども、どの程度全体の把握ができて、対策は取れてるんですか。

藤林施設整備課長

学校の非構造部材の耐震化についての御質問でございますが、県立学校の避難所強化充実事業と合わせまして、学校の非構造部材の強化にも取り組むこととしておりまして、今年度から平成30年度までに、県立学校の非構造部材の耐震化に取り組みたいと思っております。ただ、この非構造部材と申しますのは、窓ガラスとか、天井材とかいった物についてでございますので、家具の転倒の防止についてまでの取り組みではなく、直接的な窓ガラス、天井材といったものの耐震化に取り組んでいきたいと考えております。

扶川委員

転倒防止の緊急雇用で、北島町にある防災センターでやった事業が、緊急雇用の事業でなくなったというのは事実なんですか。わからなかったら、また後で教えてください。

そんな話を聞いたんで、転倒防止対策が遅れてる中で、そういう事業がカットされたらとんでもないんで、ちゃんとやってほしいという趣旨なんですけれども、後で教えてください。

それから、高校の中で、津波での浸水が予想される学校があります。一覧もらいました。0.0メートルから二、三メートルのところまでさまざまですけれども、みなとみらいにしたら、ここも体育館がつかっちゃうんですみたいな、この間、視察に行ったところもそうでした。なんでそうなっちゃたんかなって、これはがっかりしましたけれども、1メートルとか2メートルになると難しいかもわかんないけど、ある程度の高さの浸水の予測であれば、外壁をしっかりやるとか、何かの対策をとれるんじゃないかと。学校が浸水しないように。今、つくってる学校、これからつくる学校、あるいは既存の学校で、浸水対策は何かとれないもんだらうか。今、吉野川の下のアnderパスで、かさ上げて水が入ってこないようにしてますけど、1メートル、2メートルぐらいの壁だったら普通の壁じゃないですか。学校壁としては、しっかりしたコンクリートでつくって、津波対策はとれないのかなとちょっと思ったんですけど、こんなことは検討したことはあるんですか。

藤林施設整備課長

今、委員のほうから津波対策として1メートルから2メートルの浸水が予測される場所について、対策としての壁、いわゆる補強等はできないかという御質問でございますが、去年の地震の津波の状況を見ますと、津波で1メートル、2メートルということで津波が押し寄せてくる場合には、水だけでなく、いろいろな付属部材ということで、車から始まりまして、建材の一部、木材、樹木ですが、そういったものがすべて流れてまいりますので、ある程度強い力が学校のほうにはかかってこようかと思えます。

そういった場合には、どのぐらいの壁厚がいるかというのも現在報告されておりますけれども、通常の20センチメートルから多分、40センチメートル程度のコンクリートの壁等を設けないと対応ができないかと思われまます。そういったところの対応をして、現在の建物の使用状況に影響がないかと申しますと、バリアフリーのことも考えたり、採光とか、そういうことも考えますと、ちょっと現状の段階では、取り入れるのは今後の検討課題ではないかと思われまます。

扶川委員

40分で議論できるのはせいぜいこれぐらいで、もっとしっかりやりたいんですけど、しょうがない。

検討課題、やっぱり検討していただいて、みなとみらいなんかあんな立派なものをつくって。つくったは、いつ来るかわからない、あしたにも来るかわからない津波で壊れちゃった。そんなばかばかしいことやっちゃだめです。やっぱり40センチメートル必要だったら、40センチメートルの物をつくらないといかんと真剣に検討していただいて、それだけ意見を申し上げて終わります。

臼木委員

二、三点、手短かに端的にお聞きしたいと思います。徳島県の少子化の関係で教職員、正職員になるのは、非常に至難のわざというぐらい難しいとお聞きしております。それで、初めて教職員になって発言力もない教員が、高校でも、大学でも自分がやってないのに、部活動を半強制的に押しつけられる。

それと、遠くに配属されるというような条件で、現場の教職員の皆さんは、県教委の上から見る現場と違っ

て大変風通しも悪いと、組合のほうからいろいろな先生方にもお聞きしたんです。私は部活を高校でも、大学でもやってない先生には、補助員というかサポートできる人をぜひつけてほしいということを含めて今まで言ってきた。また、柔道あたりは専門の段を持った先生方が指導に当たっているようなんですが、5年ほど前から、おおむね改良していったということなんですけど、一部は数が要りますので、やむを得んというようなこともありますと言っておったんですが、実態ってどうなんなってるんですか。ちょっとお聞きします。

松山教職員課長

新任教員の配置と部活動の顧問のことについての御質問でございますけども、新任教員の配置につきましては、まず、学校が必要としております教科、科目を中心に本人の通勤距離とか、また、充実した初任者研修ができるように、学校の規模とか、受け入れ体制等を考慮して行っておりますが、部活の専門性につきましても、できるだけ配慮して配置をしているところであります。

次に、教員がどういう部活動を担当するかということにつきましては、校内人事として学校長が決定することになっておりますけども、その際、一般的には各学校で教員個々に希望をとり、本人と相談しながら決めております。

しかし実際のところ、委員の御指摘のとおり、すべての部に専門的な経験のある教員を配置することは困難な状況であり、これは新任の教員の場合も同様でございます。しかし、経験のない場合でも、顧問を複数にするなど、さまざまな支援を行いますとともに、学校のOBや地域の方々の中で適任者がいる場合には、外部指導者をお願いし、その外部指導者と組み合わせるなどの工夫をしている事例もございます。

臼木委員

顧問や地域の人に応援を求めると、きちっと全校の部活担当の人にしてほしいと思うんです。これは努力義務でなくて、そうしないと、徳島県はスポーツ向上も予算化して、地域も提案して予算化してする割に最下位に近い。全体が。だから伸びないのかなと私は思ったりもするんです。ですから、学校に配属するときに、十分に先生方の意見は聞いてほしいと思います。

そうしないと、特に中学校なんかだったら取り返しがつかんと思うんです。中途半端な教え方と、やったことのないのにせいと。私は親戚にも教員が多いんですけど、本当に教員になって、こんな状態とは思わなんだと。御父兄の方もお子さんが少ない関係で、特に難しくなって、卒業写真で私の子供を何で中心に撮らんのとか、かなりいろいろあるようで、現場ではお子さんたちがけんかなんかして、顔にちょっと傷でもついたら大変です。夜寝ずで2週間も走り回りました。お断りに行って先生が努力し、できれば県教委に上げたくないです。現場で終わらそうと思って、ほんとに努力をしておるんで、教育長も教育委員長さんもかわったんだから、現場をきちっと見ていただいて、しっかりとした配置を特にお願いしておきたいと思います。

佐野教育長

今、臼木委員のほうから教員の配置について、スポーツの専門性とか部活についての配置をというような御要望をいただきましたし、教員の勤務の大変さというようなことも現場を知れということで御意見を賜りました。

私も現場が長かったもので、そういうことは重々承知をしておりますし、扶川委員のほうから、学校の教員が暴力についていろいろ検証し、そしていろんなところで非行防止をし、そういう対策をとっていただきたい旨の御意見を先ほどいただきました。一方で、臼木委員のほうからは、教員の大変さというふうなことを訴えられました。まさにそのとおりで、現場が抱える悩みは非常に大きなものがあります。

その中で個々の教員は、自分の生活を犠牲にしながら頑張っているってということも御理解を賜りたい。そして身を粉にして、本県の子供たちのために頑張っている現実もそこにあります。むろんその中には不祥事があったりして、大きな声で言えないこともあるんですけども、多くの教員については頑張っているってということにも応援をしていただきたい。

そして、私も現場をできるだけ知るということで、学校訪問もしております、1つ1つのことを拾い上げるような努力をしております。十分ではないにしても、本県の未来、そして、私たちの未来もかかっているというふうなことで、今後も、できるだけ現場の声を拾い上げ、そして生徒のために、そして保護者のために、そして我々が教員になったその職責を果たすために一生懸命努めてまいりたいとそういうふう考えております。御理解賜りたいと思います。

臼木委員

しっかり取り組んでいただきたいと思います。

それとあとは、きょうも朝テレビで放送され問題になっておりましたが、義務教育、小学校、中学校は携帯電話等、パソコンインターネットがもう各家庭で普及していますので、お子さんが見てはならんような放映もされよんです。パソコンで見れば。だからそういうようなものを学校として、小学校、中学校では携帯電話なんか規制か何かあるんですか。

秋山いじめ問題等対策企画幹

ただいま委員のほうから小学校、中学校での携帯電話の規制があるのかというふうな御質問でございましたが、文部科学省から平成 21 年に通知が出ておりました、それを受けまして、県教育委員会では平成 21 年2月4日付で小学校、中学校へは原則、携帯電話につきましては持ち込み禁止と。ただし、保護者等の特別な事情で持ち込む場合には、学校長にそのことを申し出て、例えば、学校へ持ってきた後は担任先生が預かって、また放課後に返すとかいうふうな特別な配慮をしながら、原則は持ち込み禁止ということで。高等学校につきましては、教育活動に支障のない範囲で、自己責任で使うというふうな範囲で通知を出しております。

臼木委員

親御さんが子供になかなか甘くて言えない面もあると思うんで、学校としてもきちっとした持ち込み禁止にしているようですが、携帯電話だけでなしに、私、本当にインターネットが物すごく小さいお子さんに悪影響を及ぼしているように思うんです。

やっぱり家庭の御両親がきちっとわが子ですから指導すべきですけど、学校からもちょっと力を注いでいた

だかんと、家に帰ると小さい小学3年生ぐらいでもインターネットを自由に使うんです。こんな時代になってますので、いろんな動画、児童に悪影響の動画が放映されておりますので、そのような指導もお願いします。

秋山いじめ問題等対策企画幹

ただいまのインターネットの子供たちに見せたくない動画が今、世の中にあふれているというふうなお話でございました。

私どもも先ほどの携帯電話の中で、インターネットに接続可能な携帯電話もございしますが、私どもはその対策としまして、フィルタリングというのが大変有効であるというふうに考えております。これも法律で、まず子供に買い与えるときには基本的にはフィルタリングがかかった状態での機種が渡されるんですが、その後、保護者が申し出れば解除できるという仕組みになっております。それでできるだけ保護者の方に、お子様を守るという観点からフィルタリングを解除しないように、つけたままで使ってくださいというお願いを、特に携帯電話を持つ時期になります小学校から中学校へ上がる時、また中学校から高校へ上がる時、そういう機会をとらえて、学校説明会等の場でチラシを配ったり、また、県警本部とも協力して少年補導員に行っていて、そこで話をさせていただいたりということで、フィルタリングの活用、それを上げていこうというふうにしております。

また、PTAの会合におきましても、そういうふうなことの周知をしておるところでございます。

臼木委員

フィルタリングということで、指導していただいているということで安心したんですけども、なお一層の御指導をよろしく願いして終わります。

藤田元治委員

県立高校の寮についてちょっとお尋ねしたいんですけど、本県には通学不便な生徒たちのために教育の機会均等を確保するために、県下で6つの県立高校の寮、徳島、阿南、麻植、美馬東部、美馬、三好というふうにあるわけでありますが、これらの寮の本年度の入寮定員といいますが、それと実際の入寮者数というのはどのような状況なのか教えていただけますか。

割石教育戦略課長

ただいま県内におけます総合寄宿舎の状況について御質問いただいております。

先ほど、委員がおっしゃいましたとおり、現在、県内に総合寄宿舎は6つございます。徳島市と阿南市と吉野川市と美馬市とつるぎ町と三好市に6カ所ございます。定員につきましては、合計で申し上げますけども、全部で6つの寮を足しますと520名が定員でございます。現在この6つの寮に入寮いたしております生徒さんの皆さんは、ことしの4月現在では209名の御利用をいただいております。

藤田元治委員

この入寮っていうのは、毎年大きな変動っていうのはあるんですか。

割石教育戦略課長

入寮者数の状況でございますけれども、先ほど申しました現在 209 名でございますけれども、中長期的に言えば、本来この総合寄宿舍というのは、主に僻地出身者の方々が高校進学する際の機会を付与することで設置しております、中長期的には若干の年度ごとに上下はしますけれども、漸減というか、縮小していくか、利用者が減っているような状況でございます。

藤田元治委員

少子化に伴い減っていているという状況で、この6つの寮の建設年度というのはどれぐらいですか。

割石教育戦略課長

それぞれの寮ですけれども、概ね6寮につきまして昭和 40 年代の建築が多くなっております。

藤田元治委員

この寮6つの耐震診断でありますとか、耐震状況というのはどのような状況になっておりますか。

藤林施設整備課長

6寮の耐震化の状況についての御質問でございます。各施設等の棟ごとの状況を把握するために、平成 18 年度に総合寄宿舍6棟で耐震化の優先度調査という調査を実施しております。その結果によりますと、すべての寮で耐震化が急がれるとされるランク1または2の棟がありまして、一部の施設では、コンクリート強度が低いということなどでありますので、耐震化が急がれる、求められるという状況でございます。

藤田元治委員

まだ優先度調査ということで、耐震診断ということにも至っていないということで、これらの6つの寮、本県の大きな課題となっております三連動地震等々で、津波の被害を受ける。また、山間部においては、急傾斜地にあるために土砂崩壊被害を受ける等々、そういう想定というのはどうでしょうか。

藤林施設整備課長

今、委員のほうからの御質問でございますが、津波の影響、それから地すべり、そういったものの影響についてでございますが、南のほうにございます寮は、阿南寮がございます。阿南寮につきましては阿南市にございますので、津波の影響も考えられるかと思っております。それから山間部にございます、三好、美馬、美馬東部寮につきましても、山地の近くで建設されておりますので、地すべり等の危険性も考えられると考えております。

藤田元治委員

その対策というのはこれからだろうと思っておりますので、どういうふうな方向でしょうか。

藤林施設整備課長

それについての対策ということでございますが、耐震化を図るということと、それとそういった災害の防止と
いうのを合わせて考えていかなければならないと思っておりますし、また、施設の老朽化についての対策も
していかなければならないと思っておりますが、高校再編との状況も見ながら寄宿舍のあり方を検討した上
で、今度、耐震化事業を迅速に進行していきたいと考えております。

藤田元治委員

具体的な年度というのは公表できますか。

大西委員長

小休します。(11時56分)

大西委員長

再開します。(11時57分)

割石教育戦略課長

今後の総合寄宿舍の耐震化等検討の方向ですけれども、具体的なことは申し上げられませんが、今
後、教育委員会内に検討する組織を設けて、早急にそういった耐震化等も含めた総合寄宿舍の運営の
あり方について検討してまいりたいと考えております。

藤田元治委員

寮のメリットっていうのは、寮で得られるものっていうんですかね。これは通学が不便なために教育の機会
均等を与えるという以外に、集団生活で得られるものとか、辛抱することであるとか、非常にいろいろなもの
があって、その寮自体におることが1つの教育である。その中で安全・安心を確保するとか、今、自然環境、
温暖化になって、入寮している方にちょっとお話を聞いてみると非常に暑いとか、自然環境といいますが、生
活環境が変わっているので、それに対応していかなければならないと思うわけでありまして。この寮、ぼくは非
常に大切なことで、これとアウトソーシングでアパート借りてそこへ援助して、そこで過ごしてもらってやったら
コスト的にはいいかもわからないけど、教育的効果の観点から考えると論外の話だと思います。そこら辺を
安全・安心の確保とか自然環境、また生活環境の変化に対する対応っていうのをしっかりやっていただきたい
と思います。

佐野教育長

今、藤田委員から、実は私ごとで恐縮ですけど、私も高校は寮におりましたので、そういう教育効果という
か、その我慢することや、それから人と共同生活することで学んだものが多くあるというふうには思っており
まして、御質問いただきましたけれども、寮の耐震化、そして、それから整備の方針については、早急に取り

組まなければならないという認識はしております。

ただ先ほど課長も申しましたように、高校再編のあり方、それから寮の必要性そんなものを考えまして、寮のあり方も検討しなければならないと。しかし急いで取り組まなければならないことは認識をしております、早急に取りかかりたいと思いますし、また環境についても受益者負担という観点もあるかもしれませんが、非常に定員が多く500名と、500数十名となっておりますけれども、狭いところに4人ということもありまして、最近では寮の利用者も少ないということで、それを定員を少なくして有効活用とかいうことも考えまして総合的に対策を急いでまいりたいというふうに考えております。

藤田元治委員

ぜひ対策というものを急いでいただきたいと思いますが、寮におけるパソコンの利用、これも使用電力量が少ないので、前は制限されていると。今はどういう状況なんですか。

佐野教育長

私もこの4月に就任して寮を4つほど回りまして、その中でパソコンはともかく、ある寮長さんからは焼き肉をすると電源が切れてしまうと。確かにそういうふうな電源設備の貧弱なところもございます。そして老朽化しておりますので、それも合わせまして、耐震改修をするときに、現在の生活に見合うようなそういうふうなことをしていかなければならないというふうな認識はしております。

藤田元治委員

ぜひ現代の生活様式に対応した、自然環境に対応した快適な空間を作っていただきたいと思いますが、もう一点だけ質問させていただきます。

少人数学級編制の充実ということについてお伺いをしたいと思いますが、知事が本年5月2日に実施された内外情勢調査会の講演で、国の基準に先行して少人数学級編制の充実をやっていくと。35人学級を平成24年度までに小学校4年生まで拡大とありましたが、どういうふうな状況で進んでいるのでしょうか。

松山教職員課長

本県における少人数学級の実施の取り組みについての御質問でございますけれども、委員御指摘のとおり、平成24年度までに小学校1、2、3年それから4年生、それから中学校1年生において少人数学級35人以下学級を実施しております。

今後につきましては、「いけるよ！徳島・行動計画」に示しておりますように、平成26年度までに小学校全学年に拡大という方向で取り組みたいと思っております。

藤田元治委員

平成26年度までには、全学年で取り組むということで。

少人数学級って1学年35人ということがうたわれておりますが、この35人ってなんか意味があるんですか。

松山教職員課長

現在のところ、国の基準では小学校1年生以外は40人以下学級ということになっておりますけれども、学習指導、あるいは生徒指導、あるいは一人一人に目の行き届く学級経営を展開していくというふうなことでいきますと、国際的な数値から言えば、まだまだ日本は遅れている状況もあるかも知れませんが、35人学級でまずそういうふうな行き届いた教育が充実していくというふうなことで、国もそういう形で取り組んでいると聞いております。

藤田元治委員

目の行き届いた教育ということで、35人ぐらいが上限で一番いい環境かなというふうなことでよろしいんですね。

松山教職員課長

現状ではそういうことでございますけれども、国のほうでは大分、将来になるかもしれませんが30人以下学級という話も聞いておりますけれども、当面は35人以下学級で実施をしてみたいと思っております。

藤田元治委員

逆に学年によっても大きいバラつきがあるかもしれませんが、1学級で子供たちの教育を行うのに、集団生活等々を総合的に見て、最低これだけの人数は必要というか、これだけぐらいは最低はいなくちゃいけないんじゃないかな、そういう数字ってあるんですか。

松山教職員課長

それについてはいろいろと私も勉強中でございますが、また、いろいろと資料も集めながら研究して考えてまいりたいと思っておりますけれども、いわゆるこれだけの人数がいないと集団としての教育活動が難しいという、そのぐらいの数字ということでございますけれども、ちょっと勉強させていただきたいと思っております。申しわけございません。

佐野教育長

非常にお答えしにくい問題だと思うんですけども、これは見方によって違うと思っておりますけれども、先ほど松山課長から将来的には文科省が30人を目指しているということですが、それじゃあ5人だったらどうなのか、10人だったらどうなのかというふうになりますと、意見のわかれるところではあります。個人的には、最低でもおおむね2けたは少ないとできないかなというふうには思っております。そして、それが複数クラスあると小学生だと6クラスあるということになりますから、そのぐらいかなと感覚的には思っています。お答えになるかどうか分かりませんが。

藤田元治委員

今、教育長からある程度の人数というか、それが必要なんだというふうな答弁だったと思うんですけど、私が住みます美馬のほうで過疎化というものが非常に深刻な状況で、中山間地の小学校、廃校とか休校とかっていう状況になっているんですけど、平たん部でも私の住む美馬町なんかでは5校ありまして、1学年10人を切る学年ってというのが非常に多い。毎年、入学式とかに呼ばれるんですけど、全体の入学者が5人で女の子4人、男の子が1人、これ大丈夫なんかなというふうな思いがあるんです。こういうふうな状況ってというのは、10人以下が美馬市内で非常に多い、徳島県の過疎地、美馬市含めてそういう状況ってというのが非常に多いんじゃないかと思うんですけど。

そこで美馬市が学校再編計画というのを立てまして、美馬町には従来から市民の美馬市民、旧の美馬町民の人たちは大体これが常識的なというか、だれが見てもおかしくないような学級学校再編計画というのを立てて、美馬町内に2校というふうな方向を出したんですけども。そこで保護者の皆さん方が、2校でもやはり数年すれば複式学級になるということで、美馬町内全戸の家を回って説明して、1校にしてくれというふうなことを説明に回って美馬市のほうへ陳情に行って、学校の再編計画を今、現在再考しているという状況なんです。少人数学級には2つのパターンがある。実際に35人以下にしないといけないパターンと、超少人数学級を克服して普通の少人数学級に近づけるというこの2つのパターンがあると思うんですけど、県内でも結構この超少人数学級の解消というのは非常に多くあると思うんですけど、その点に関して教育委員会の所見は何かありますか。

佐野教育長

ある程度的人数がいないとその集団の中で教育できないということは、そのとおりだと思うんですけども、ただ対策として、超少人数は市町村が取り組んでいかれてるとは思うんですけども、県教委として市町村に直接働きかけて、こうしてくださいとはしてませんし、また先ほど10人ぐらいと個人的な見解で申し上げましたけれども、ただ地域の学校、地域の中で愛されてる学校で、地域の方々の思いというものもあるやに感じますので、それを私どもも直接接してない県教委が、そこで指導的な役割を果たすということは適切でないと考えております。

藤田元治委員

非常にこれ難しい問題がいろいろ出てくると思うんです、地域の学校ということで、でもやはりこれは美馬市の例、1軒1軒丁寧に説明していったらわかってくれる。ほとんどの方がわかってくれるというふうなことがあるし、また、そのほかの例もあるかと思うんですけど。でもやっぱり両方、少人数学級でも本当に35人以下というか35人学級を目指すのと、その超少人数学級を解消するためにいろんな施策、支援というか、アドバイスというか、それは市町村の教育委員会に任すというだけではなくて、本当に子供たちの教育を考えたことで県の教育委員会からの方針であるとかアドバイスというか、支援というか、何かこうあるんじゃないかと、何かしなければいけないんだと思うんですが、いかがでしょうか。

佐野教育長

今、市町村の小学校、中学校、特に小学校で少人数のところでは非常に効果的な教育ができないこともある。そういった意味で統合に向けて県教育委員会として方針を示せないかとの御質問をいただきましたけれども、現在は先ほど申しましたように、市町村の施設者にお任せをしておると。ただこれからどんどんと少子化が進む中で、県としてのグランドデザインといいますか、そういうふうなものも考えなければならぬというふうには承知しておりますが、現在すぐにはというわけにはまいりませんが、今そういう手だてをどういうふうにするかということも、これから考えてまいりたい。

藤田元治委員

最後にします。

これから県としてのグランドデザインを考えていこうということで、何かやってくれるということを信じて終わります。

大西委員長

ほかに質疑はありませんね。

(「なし」と言う者あり)

それではこれをもって質疑を終わります。

これより採決に入ります。

お諮りいたします。

ただいま審査いたしました教育委員会関係の付託議案については原案のとおり可決すべきものと決定することに御異議ございませんか。

(「異議なし」と言う者あり)

御異議なしと認めます。

よって教育委員会関係の付託議案は原案のとおり可決すべきものと決定いたしました。

【議案の審査結果】

原案のとおり可決すべきもの(簡易採決)

議案第1号

次に請願の審査を行います。

御手元に御配布の請願文書表をごらんください。

初めに請願第18号徳島県立図書館の図書費増額についてを審査いたします。

本件について理事者の説明を求めます。

佐野教育長

徳島県立図書館の図書費増額についてですけれども、県立図書館では文化の森の開館に伴い県立図書館が備えるべき各分野の専門的図書に重点をおき、初期投資として相当額の図書購入費を投入してまいり

ました。現在は県立図書館として所蔵すべき基本的な図書はほぼ整備できたのではないかと考えているところですが。

一方、県財政を取り巻く厳しい状況は県立図書館の図書購入費予算にも影響は及んでおり、当初予算における図書購入費は平成 15 年度から減少傾向になっておりますが、平成 21 年度から今年度までは他の予算額が減額となる中で、3,230 万 5,000 円を維持している状況でございます。

図書の購入に当たっては、資料の価値や利用者の要望に十分に配慮し、各分野のバランスも考慮しながら行っておりますが、貸し出し希望が集中する図書の寄贈を呼びかけたり、企業や団体に雑誌購入費を負担していただくなどさまざまな工夫をこらしております。

また、多様な県民ニーズに対応するため、就職活動に役立つ図書をそろえた仕事応援コーナーや、子育てに関する資料を集めた子育て支援図書コーナーの設置などの取り組みを行っております。

さらに平成 22 年 10 月には、県立図書館を中核とするくしまネットワーク図書館システムをスタートさせました。このシステムにより、具体的には家庭のパソコンから県内の公立図書館や徳島大学図書館などの蔵書が瞬時に検索できるとともに、県立図書館の蔵書がインターネットで予約でき、市町村立図書館で予約した図書は、その図書館で受けることができるようになりました。引き続き県立図書館を初め、県内の各図書館が保有する図書が効率的に利用されるよう未参加の市町村に働きかけるとともに、広く周知に努めてまいります。

また、本年 2 月からは国立国会図書館が保有している落語や講談、講演や音楽などの歴史的音源を県立図書館内で自由に聴取できるようにしたことに加え、4 月からは県立図書館が保有しています古文書や絵地図、郷土の新聞のマイクロフィルムをデジタル化し利用しやすくいたしました。

県教育委員会といたしましては、今後とも図書購入の予算確保に努めるとともに、県民や市町村の多様な要望にできる限りこたえられるよう運営にさらなる工夫を凝らし、県立図書館の役割を十分に果たしていきたいと考えております。

大西委員長

理事者の説明は、ただいまのとおりであります。

本件はいかがいたしましょうか。

(「継続」と言う者あり)

(「採択」と言う者あり)

それでは意見が分かれたので、起立により採決いたします。

お諮りいたします。

本件は継続審査すべきものと決定することに賛成の方は御起立をお願いします。

(賛成者起立)

起立多数であります。

よって本件は継続審査すべきものと決定いたしました。

次に請願第 19 号県西部の県立高等学校への看護師課程の設置についての審査をいたします。

本件について理事者の説明を求めます。

佐野教育長

県西部におきましては生徒数が急激に減少しており、今後もその傾向は続くことが予測されてるほか、実習受け入れ可能となる病院が少ない上に広く分散している状況にあります。このようなことから、一定の進学希望者の確保、母性看護学を初めとする臨地実習施設や医師などの多数の外部講師の確保、専門職員の配置や施設整備に必要な財源の確保など、越えなければならないハードルは非常に高いものとなっております。

このため高校再編を進める県西部の2つの地域協議会におきまして、こうした状況に加え県の財政状況も含め総合的に御検討いただきましたが、看護師養成課程の設置は難しいとの旨の報告をそれぞれいただいております。

また、新たに県内の2大学でも看護師養成教育が行われており、今後、看護師の供給増が見込まれますとともに、保健福祉部におきましても、修学資金貸付事業の拡充など県内定着率の向上に向けた取り組みが進められていることから、今後このような状況を慎重に見きめる必要があると考えております。

大西委員長

理事者の説明は、ただいまのとおりであります。

本件はいかがいたしましょうか。

(「継続」と言う者あり)

(「採択」と言う者あり)

それでは意見が分かれましたので、起立により採決いたします。

お諮りいたします。

本件は継続審査すべきものと決定することに賛成のかたは御起立をお願いします。

(賛成者起立)

起立多数であります。

よって本件は継続審査すべきものと決定いたしました。

次に請願第28号の2、1人1人を大切にすゆきとどいた教育についてを審査をいたします。

本件について理事者の説明を求めます。

佐野教育長

①小学校1・2・3・4年生、中学校1年生に続き、小学校5年生、中学校2年生でも早急に35人学級を実現することにつきましては、新学習指導要領の円滑な実施やいじめや不登校への対応など、学校の抱える課題が複雑多様化する中、子供たちがこれまで以上に生き生きとした学校生活を送り、確かな学力を身につけさせるためには、教員が子供と向き合う時間を確保し、一人一人に対するきめ細やかな指導を推進していくことが重要であると考えております。

これまで本県では、国に先駆けて35人を上限とする少人数学級編制を段階的に導入してまいったところであり、まず、学校生活に不慣れであり、以後の学校生活に対する影響が非常に大きい小学校一、二

年生については、平成 16 年度の入学生から導入を開始いたしました。

複数の小学校からの入学や教科担任制の移行などにより学習生活環境が大きく変化する中学 1 年生は、平成 20 年度から社会科、理科、総合的な学習時間など新たな教科が加わり、授業時数が増加する小学校 3 年生は平成 23 年度から 35 人学級を実施いたしております。

さらに本年度からは、学習内容が高度になり心身の発達の個人差が顕著になり始めるともに不登校の児童数が増加してくる小学校 4 年生にまでその対象を拡大いたしました。

県教育委員会といたしましても、35 人学級を対象学年の検討も含め今後とも本県児童、生徒の実態に応じた一人一人に行き届いた教育のさらなる充実に努めてまいりたいと考えております。

②就学援助の拡充や高校生に対する給付制の奨学金制度を創設することにつきましては、就学援助制度は経済的理由によって就学が困難な小学校、中学校の児童、生徒の保護者に対して国の補助を受けて市町村が主体となり、学用品や修学旅行費などの援助を行うものであります。

平成 22 年度から要保護児童、生徒に対する就学援助については、新たにクラブ活動費や生徒会費などが国庫補助の対象につけ加えられおりますが、このことにつきましては市町村教育委員会に対し国からの通知を連絡しているところでございます。

また、高校生に対する給付制の奨学金制度の創設につきましては、公立高等学校の授業料無償化によりまして授業料負担は軽減されましたが、入学金や学用品などの経費の負担は残っております。このため、全国都道府県教育長協議会から文部科学大臣に対して、経済的理由により修学が困難な生徒を対象とする給付型奨学金等の制度を創設することを要望しているところでございます。

③小・中学校の給食無償化を国に働きかけることにつきましては、成長期にある児童、生徒が食に関する正しい理解と適切な判断力を養い、正しい食のあり方を体得するとともに、食事を通して好ましい人間関係を育成するためには、学校給食の充実と普及を図ることは大変重要であると考えております。

また、国においても学校給食は各学校における教育目標を実現するための重要な役割を果たすものであり、学校における食育の推進に高い教育的効果が期待できる生きた教材として積極的な活用を進めるところです。学校給食法では調理のための施設整備に用いる経費や調理員の人件費等については、学校給食の実施者である市町村が負担し、食材費などそれ以外の学校給食に要する経費については、保護者負担することとなっております。

また、経済的理由により就学が困難であると認められる児童、生徒の保護者に対して、国及び市町村が学校給食費援助する制度が定められています。

県教育委員会といたしましても、今後とも安全で安心な学校給食が実施できるよう進めてまいりたいと考えております。

④定時制課程の募集目標数、定員を増やすことにつきましては、定時制課程は働きながら学ぶ生徒に加え、中途退学や不登校により新たな学習の場を求めている生徒や生活スタイルに合わせて自主的に学びたい生徒など多様な生徒の教育を行う役割を担っており、県下に 6 校設置されているところであります。

募集目標数につきましては、これまでの受検者数や入学実績など考慮し設定しているところであり、定時制課程の受検状況を見ますと、近年、一般選抜におきましては募集目標数に対して受検者数が下回っている状況であります。

県教育委員会といたしましては、過去の入学実績や生徒数の増減などを踏まえながら、適切な募集目標の設定に努めているところであります。

大西委員長

理事者の説明は、ただいまのとおりでございます。

この請願は4項目ございますので、項目別にそれぞれ採決したいと思います。

まず、①、②、③について、それぞれいかがいたしましょうか。

(「継続」と言う者あり)

(「採択」と言う者あり)

それではそれぞれ御意見をいただきましたので、採決にはいります。

まず請願 28 号の2のうち御意見が分かれております、①、②、③を先にお諮りいたします。

それでは請願 28 号の2のうち①小学校1・2・3・4年生、中学校1年生に続き、小学校5年生、中学校2年生でも早急に35人学級を実現すること、②就学援助の拡充や高校生に対する給付制の奨学金制度を創設すること及び③小・中学校の給食無償化を国に働きかけることについては継続審査とすべきものとの御意見がありますので、まず継続審査について起立により採決いたします。

本件は継続審査とすべきものと決定することに賛成の方は御起立お願いします。

(賛成者起立)

起立多数であります。

よって本件は継続審査とすべきものと決定いたしました。

次に④定時制課程の募集目標数、定員を増やすことについて、お諮りいたしたいと思います。

いかがいたしましょうか。

(「継続」と言う者あり)

(「採択」と言う者あり)

本件について御意見が分かれたので、まず継続審査について御起立により採決いたします。

お諮りいたします。

本件は継続審査とすべきものと決定することに賛成の方は御起立お願いします。

(賛成者起立)

起立多数であります。

よって本件は継続審査とすべきものと決定いたしました。

次に請願 32 号高校再編における校地の選定についての審査いたします。

本件について理事者の説明を求めます。

佐野教育長

阿南市地域における高校再編につきましては、新高校の教育の概要、設置場所、設置学科などの内容を含み高校再編計画骨子案を本年2月に策定し、先月開催いたしました地域説明会におきまして、小学校、中学校の保護者や高校関係者、地域住民の方々に説明させていただいたところでございます。

骨子案における校地につきましては、現阿南工業高校に本校を、現新野高校に分校を設置することが適切であると判断したところでございます。現在、この骨子案に対しまして、意見募集を行っているところであり、地域の保護者や住民の方々をはじめ、広く県民の皆様からも御意見をいただきながら高校再編計画を策定してまいりたいと考えております。

大西委員長

理事者の説明は、ただいまのとおりであります。

本件はいかがいたしましょうか。

(「継続」と言う者あり)

(「意見聴取中なら不採択」と言う者あり)

それでは意見が分かれまして、起立により採決いたします。

お諮りいたします。

本件は継続審査とすべきものと決定することに賛成の方は御起立をお願いします。

(賛成者起立)

起立多数であります。

よって本件は継続審査とすべきものと決定いたしました。

以上で請願の審査を終わります。

【請願の審査結果】

継続審査とすべきもの(起立採決)

請願第 18 号、請願第 19 号、請願第 28 号の2①②③④、請願第 32 号

これをもって教育委員会関係の審査を終わります。

次にお諮りいたします。

委員長報告の文案はいかがいたしましょうか。

(「正副委員長一任」と言う者あり)

それでは正副委員長一任というお声が出ましたので、そのようにいたします。

次に当委員会閉会中継続調査事件についてお諮りいたします。

御手元に御配布しております議事次第に記載の事件については、閉会中に調査することとし、その旨議長に申し出たいと思いますが、これに御異議ございませんか。

(「異議なし」と言う者あり)

御異議なしと認めます。

よってさよう決定いたしました。

以上をもって文教厚生委員会を閉会をいたします。(12 時 27 分)